



# 茨城県報

第 225 号

令和 3 年 (2021年) 7 月 29 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課) ..... 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4 件) (障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) ..... 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課) ..... 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) ..... 5
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 7
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) ..... 7
- 土地改良事業計画の変更の認可 (農林事務所) ..... 8
- ( 選 挙 管 理 委 員 会 )
- 選挙管理委員会第 8 回定例会の招集 ..... 8
- 茨城県知事選挙における選挙時登録の基準日 ..... 8
- 茨城県知事選挙における政見放送ができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 ..... 8
- 茨城県知事選挙における手話通訳を付して政見を録画する放送事業者 ..... 9
- 公 告
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の縦覧 (廃棄物規制課) ..... 9
- 入札公告 (情報システム課) ..... 10
- 入札公告 (会計管理課) ..... 21
- ( 企 業 局 )
- 入札公告 (2 件) ..... 25
- ( 警 察 本 部 )
- 入札公告 ..... 36

## 告 示

### 茨城県告示第829号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の 5 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の 5

の25の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0851200113	いばらきのケア 放課後等デイサービス くじらがおか	茨城県常陸太田市 木崎一町1994番地	株式会社いばら きのケア	茨城県常陸太田市 木崎二町849番地	令和 3 年 7 月 1 日	放課後等デイ サービス

#### 茨城県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0811600667	ネクスト	茨城県笠間市旭町 468番地30号	株式会社D C L F	茨城県笠間市旭町 468番地30号	令和 3 年 7 月 1 日	就労継続支援 B型

#### 茨城県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0812001378	ゆーりえっとつ くば	茨城県つくば市上 ノ室2042-1	株式会社やまに し	神奈川県横浜市鶴 見区鶴見中央一丁 目 7 番11-402号	令和 3 年 7 月 1 日	就労移行支援 就労継続支援 B型

#### 茨城県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0812100931	ルミナス	茨城県ひたちなか 市東石川 3 丁目 1 - 7 宮前ビル 201 号室	合同会社 A L M A・i	茨城県ひたちなか 市東石川 3 丁目 1 番地 7 号宮前ビル 201号室	令和 3 年 7 月 1 日	就労移行支援 就労継続支援 A型

## 茨城県告示第833号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0812700938	みんなの学校いなしき	茨城県稲敷市曲淵3-1	社会福祉法人蒼天	茨城県稲敷市曲淵3番1	令和3年7月1日	生活介護 就労継続支援B型

## 茨城県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810400119	青嵐荘療護園	茨城県古河市上大野735番地1	社会福祉法人芳香会	茨城県古河市上大野698番地	令和3年7月1日	障害者支援施設 生活介護

## 茨城県告示第835号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810800185	あすか	茨城県龍ケ崎市松葉3丁目12番地2	特定非営利活動法人あすかキューアイネット	茨城県龍ケ崎市松葉3丁目12番地2	令和3年8月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812700607	みんなの学校いなしき	茨城県稲敷市曲淵 3-1	特定非営利活動法人 S M S C	生活介護 就労継続支援 B 型 就労移行支援	令和 3 年 6 月 30 日

### 茨城県告示第837号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

##### (2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下妻

下妻市堀籠972-1 外

##### (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 橋本 勝

(変更後) 代表取締役 大山 一也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (3) 変更の年月日

ア 令和3年4月1日

イ 令和3年2月12日 外

##### (4) 変更する理由

ア 代表者変更のため

イ 小売業者の名称・代表者・住所の変更及び小売業者の入退店のため

#### 3 届出年月日

令和3年7月15日

#### 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

### 茨城県告示第838号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

##### (2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール土浦

土浦市上高津367番 外

##### (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (3) 変更の年月日

令和3年5月20日 外

##### (4) 変更する理由

小売業者の名称・代表者・住所の変更及び小売業者の入退店のため

#### 3 届出年月日

令和3年7月15日

#### 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

### 茨城県告示第839号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトSC磯原

北茨城市磯原町磯原2丁目43番地 外

##### (2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出 (第 6 条第 1 項)  
令和 3 年 5 月 31 日
- イ 変更した事項
- (ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 福島県いわき市錦町重殿 25 番地  
(変更後) 福島県いわき市勿来町窪田十条 3 番 1
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 届出年月日  
令和 3 年 5 月 17 日
- 2 市町村の意見  
特になし
- 3 縦覧の場所  
茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

#### 茨城県告示第 840 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マーケットシティ古河  
古河市松並 2 丁目 18 番地
- (2) 届出の概要
- ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出 (第 6 条第 1 項)  
令和 3 年 6 月 28 日
- イ 変更した事項
- (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 森田 俊作  
(変更後) 代表取締役 北 哲弥
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 届出年月日  
令和 3 年 6 月 18 日
- 2 市町村の意見  
特になし
- 3 縦覧の場所  
茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マーケットシティ古河

古河市松並2丁目18番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

令和3年6月28日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 780台

(変更後) 540台

(イ) 荷さばき施設の位置

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(3) 届出年月日

令和3年6月18日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第842号

木皿川流域土地改良区から令和3年4月16日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年7月19日認可した。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第843号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 水戸鉾田佐原線

- 3 区 間 東茨城郡大洗町港中央16番8地先から  
東茨城郡大洗町港中央16番7地先まで 上り線  
東茨城郡大洗町磯浜町字東8255番2地先から  
東茨城郡大洗町大貫町字寺釜64番326地先まで 下り線

茨城県告示第844号

鶴戸沼土地改良区から令和3年3月31日付けで認可申請のあった土地改良事業計画（維持管理計画書）の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、同年7月16日付で認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年7月29日

茨城県県西農林事務所長 中 村 修

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第18号

令和3年第8回定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和3年8月6日（金）午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (2) 令和3年第10回定例会の日程等について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

茨城県選挙管理委員会告示第19号

令和3年9月5日執行予定の茨城県知事選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を同年8月18日とする。ただし、年齢要件については同年9月5日とする。

令和3年7月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

茨城県選挙管理委員会告示第20号

令和3年9月5日執行予定の茨城県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年



自治省告示第165号) 第 2 条第 7 項の規定により次のとおり定めた。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

| 放送の区分    | 基 幹 放 送 事 業 者 名 | 回 数 |
|----------|-----------------|-----|
| テレビジョン放送 | 株式会社テレビ東京       | 3 回 |
| ラジオ放送    | 株式会社茨城放送        | 1 回 |

茨城県選挙管理委員会告示第21号

令和 3 年 9 月 5 日執行予定の茨城県知事選挙における手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を、政見放送及び経歴放送実施規程 (平成 6 年自治省告示第165号) 第 8 条第 7 項の規定により次のとおり定めた。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

日本放送協会水戸放送局  
株式会社テレビ東京

公 告

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号) 第 9 条に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況の届出について、次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 縦覧に供する書類  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで (茨城県の休日を定める条例 (平成元年条例第 7 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 4 縦覧場所等  
次表の左欄に掲げる縦覧場所において、同表右欄に掲げる市町村に所在する事業場に係る届出について縦覧する。

| 縦覧場所                                            | 市町村                                 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 水戸市笠原町978番地 6<br>茨城県県民生活環境部<br>環境政策課<br>県央環境保全室 | 笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 |

| 縦覧場所                                    | 市町村                                                               |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 常陸太田市山下町4119<br>茨城県県北県民センター<br>環境・保安課   | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町                                      |
| 鉾田市鉾田137番3号<br>茨城県鹿行県民センター<br>環境・保安課    | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市                                               |
| 土浦市真鍋5丁目17番26号<br>茨城県県南県民センター<br>環境・保安課 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| 筑西市二木成615番<br>茨城県県西県民センター<br>環境・保安課     | 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町                           |

### ●入札公告（電子調達）

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務の名称

いばらき情報セキュリティクラウド構築及び保守運用業務委託

##### (2) 業務の内容等

入札説明書のとおり

##### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月21日までとする。ただし、令和4年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、変更することがある。

#### 2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県政策企画部情報システム課情報基盤管理担当

電話 029-301-2556

所属メールアドレス：cloud1@pref.ibaraki.lg.jp

#### 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「コンピュータ関連サービス」に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てが

なされている者でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 本業務に類似した大規模システムの構築、運用管理及び保守の実績があることを証明した者であること。

#### 4 入札説明書の入手場所及び期間

入札説明書は、次のいずれかの方法により入手することができる。

(1) ホームページからのダウンロード

ア URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

（茨城県物品役務入札情報サービス）

イ 期間

入札公告の日から令和3年8月16日（月）まで

(2) 紙による交付

ア 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 茨城県政策企画部情報システム課情報基盤管理担当

イ 期間

入札公告の日から令和3年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

#### 5 入札説明書に関する質問

この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

(1) 質問受付期間

入札公告の日から令和3年8月6日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到着したものについては、回答しないので留意すること。

(2) 質問受付先

2の担当部局に同じ。

(3) 方法

電子メールにより、質問を提出すること。

(4) 質問に対する回答方法

(1)の期間内に受け付けた質問全てについて、競争入札参加資格があると確認した競争入札参加者全員に、電子

メールにより回答する。

(5) 回答期限

令和 3 年 8 月 12 日 (木) 午後 5 時まで

6 入札等の手続

この調達には、資料の提出、入札等を電子調達システムにより行う対象案件である。

そのため、競争入札参加者は、原則として、次の(1)により資料の提出等を行うものとする。ただし、電子調達システムによる参加が困難である場合は、2の担当部局に紙入札(見積)方式参加承諾願を提出し、承諾を得ることで、紙入札方式により参加することができる。

<電子調達システム>

URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

(1) 電子入札方式による手続

ア 競争入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)にシステム構築・運用管理・保守の実績証明書を添付して提出するとともに、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

入札公告の日から令和 3 年 8 月 16 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例に定める休日を除く。

(イ) 提出方法

確認申請書及びシステム構築・運用管理・保守の実績証明書(以下「確認申請書等」という。)の各内容を記載したテキストファイル又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル(TIFF ファイル等)のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送(書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局に同じ。

(エ) 受付通知及び結果通知

a 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

b 発注者は、競争入札参加資格の有無について審査し、令和 3 年 8 月 24 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、入札参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、5(4)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子調達システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日（以下「資格確認の日」という。）から令和3年9月15日（水）午後5時まで

(ウ) 提案書等の提出方法

競争入札参加者は、入札書の提出に先立ち、持参又は郵送（書留郵便（宅配便を含む。）に限る。）により、提案書その他入札説明書に記載する各提出書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

(エ) 提案書等の提出期限

令和3年9月8日（水）午後2時まで（必着）

(オ) 開札日時及び場所

a 日時

令和3年9月16日（木）午後3時30分

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 茨城県政策企画部情報システム課内

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 競争入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書にシステム構築・運用管理・保守の実績証明書を添付して提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

入札公告の日から令和3年8月16日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例に定める休日を除く。

(イ) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局に同じ。

(エ) 結果通知

発注者は、競争入札参加資格の有無について審査し、令和3年8月24日（火）午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、5(4)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入の上、封書で2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

資格確認の日から令和 3 年 9 月 15 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(ウ) 提案書等の提出方法

競争入札参加者は、入札書の提出に先立ち、持参又は郵送 (書留郵便 (宅配便を含む。)) に限る。により、提案書等を提出すること。

(エ) 提案書等の提出期限

令和 3 年 9 月 8 日 (水) 午後 2 時まで (必着)

(オ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 3 年 9 月 16 日 (木) 午後 3 時 30 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 茨城県政策企画部情報システム課内

ウ 入札の辞退

2 の担当部局へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 競争入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 電報、電話又はファクシミリによる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 電子証明書を不正に使用した入札

(7) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(8) 紙入札において、記名を欠くとき。

(9) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(12) 証明書等審査結果通知書又は一般競争入札参加資格等確認通知書により競争入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止の措置を受けた者のした入札

(8) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 9 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格及び提案書の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 10 落札者の決定基準

別記による。

## 11 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある入札又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である入札を排除するため、政令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、電子メール、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、入札説明書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

Ibaraki Security Cloud Construction, maintenance operation business

(2) Time-limit for the submission of tender: 5:00PM 15th September, 2021

(3) Contact point for the notice :

Information System Division, Department of Policy Planning, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan , 310-8555

Phone: 029-301-2556

【別記】「落札者決定基準」

## 1 基本的な考え方

茨城県がいばらき情報セキュリティクラウドを調達する上で最適な落札者を選定するため総合評価方式を採用



し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価による点数）に価格評価点（入札価格の評価による点数）を加算した点数が最も高い入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、低入札価格調査制度に基づく調査を実施し、その結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とするところがあるので、留意すること。

(1) 提案内容の評価

2 の提案内容の評価に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

3 の入札価格の評価に基づき入札価格に対する点数となる「価格評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を、落札者とする。

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下 1 位までを有効とし、小数点以下 2 位を四捨五入する。

(5) 合計点数が最も高い者が 2 以上ある場合の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」とも異なる場合 「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」とも同じで入札価格が異なる場合 入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」とも同じで入札価格も同額の場合 当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、「(別表) 提案書評価表」に基づき、以下により行う。

(1) 配点

技術評価点は、1,000 点満点とする。

(2) 係数の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに係数を設定する。

(3) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、0 点から 5 点までの 6 段階評価とする。

ア 非常に優れた提案は、「5 点」とする。

イ 優れた提案は、「4 点」とする。

ウ 通常レベルの提案は、「3 点」とする。

エ 低いレベルの提案は、「2 点」とする。

オ 非常に低いレベルの提案は、「1 点」とする。

カ 記述が無い場合は、「0 点」とする。

(4) 必須項目

必須項目となっているものについて、記述がない者は、失格とする。

(5) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、各審査委員の評価点を合計し、審査委員数で除した平均とする。



3 入札価格の評価

価格評価点は、500点満点とする。

入札価格の評価は、入札価格に基づき、次により行う。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札者とししない。

$$\text{価格評価点} = 500 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$$

4 全体の点数配分

「技術評価点」と「価格評価点」との得点配分は 2 : 1 とし、技術評価点1,000点及び価格評価点500点の合計1,500点満点とする。

(別表) 提案書評価表

| 提案 No                                                                                                                                                                   |                 | 関連する資料・項目等 |  | 評価内容 |  | 必須項目 | 配点 (A) | 係数 (B) | 得点 (A×B) | 補足事項 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|--|------|--|------|--------|--------|----------|------|
| 仕様書における該当項目                                                                                                                                                             |                 |            |  |      |  |      |        |        |          |      |
| 業務の履行場所及び納入する必要がある機器の設置場所について評価する。なお、当該各機能をサービス利用により提供する場合には、IBBNとサービスを提供する機能を設置するデータセンターとの通信回線の構成・通信帯域・性能及びサービスを提供する機能からのインターネット側へのネットワークへ接続する通信回線の構成・通信帯域・性能を併せて評価する。 |                 |            |  |      |  |      |        |        |          |      |
| 1                                                                                                                                                                       | 1.4. 履行場所       |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 2                                                                                                                                                                       | 1.5. 構築スケジュール   |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 3                                                                                                                                                                       | 1.8. 注意事項       | キ)         |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 4                                                                                                                                                                       | 2.1. 構成概要       | イ) 移行      |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 5                                                                                                                                                                       | 2.2. 設計に係る基本要件  |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 6                                                                                                                                                                       | 3.1. ネットワーク     |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 7                                                                                                                                                                       | 3.2. セキュリティ     |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 8                                                                                                                                                                       | 4.1. 全体構成       |            |  |      |  | 必須   | 5      | 5      | 25       |      |
| 9                                                                                                                                                                       | 4.2. 個別構成       |            |  |      |  |      |        |        |          |      |
| 10                                                                                                                                                                      | 5.1. ネットワーク     |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 11                                                                                                                                                                      | 5.2. セキュリティ     |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 12                                                                                                                                                                      | 6.1. システムの機能要件  |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 13                                                                                                                                                                      | 6.1.1. ファイアウォール |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 14                                                                                                                                                                      | 6.1.2. プロキシサーバ  |            |  |      |  | 必須   | 5      | 1      | 5        |      |
| 15                                                                                                                                                                      | 6.1.3. ネットワーク   |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 16                                                                                                                                                                      | 6.1.4. 運用管理     |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 17                                                                                                                                                                      | 6.1.5. その他      |            |  |      |  | 必須   | 5      | 1      | 5        |      |
| 18                                                                                                                                                                      | 6.1.6. その他      |            |  |      |  | 必須   | 5      | 4      | 20       |      |
| 19                                                                                                                                                                      | 6.1.7. その他      |            |  |      |  | 必須   | 5      | 3      | 15       |      |
| 20                                                                                                                                                                      | 6.1.8. その他      |            |  |      |  | 必須   | 5      | 1      | 5        |      |
| 21                                                                                                                                                                      | 6.1.9. その他      |            |  |      |  | 必須   | 5      | 1      | 5        |      |

|                                                         |    |                                                                                                                                             |    |   |   |    |
|---------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---|----|
| 6.1.3. メールサーバ(ゲートウェイ)                                   | 22 | 次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート(総務省資料茨城県追加版)記載の該当項目の各要件の適用状況を評価する。                                                                                   | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 23 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 24 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.4. メールサーバ(メールボックス)                                  | 25 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 26 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.5. メールサーバ(バスストレッチ)                                  | 27 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 28 | 今後5年間の増加予想量を考慮の上、過不足のない必要量を評価する。                                                                                                            | 必須 | 5 | 1 | 5  |
|                                                         | 29 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.6. 認証サーバ                                            | 30 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 31 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.7. Sandbox(振る舞い検知)                                  | 32 | 次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート(総務省資料茨城県追加版)記載の該当項目の各要件の適用状況を評価する。                                                                                   | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 33 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 34 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.8. DNSサーバ                                           | 35 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 36 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.9. ログ収集・分析サーバ                                       | 37 | 次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート(総務省資料茨城県追加版)記載のログ収集・分析項目の各要件の適用状況を評価する。                                                                              | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 38 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 39 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.10. SIEM(Security Information and Event Management) | 40 | 次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート(総務省資料茨城県追加版)記載のログ収集・分析項目の各要件の適用状況を評価する。                                                                              | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 41 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。併せて、導入するSIEMの特徴・性能等の詳細を評価する。                                                                                 | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 42 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.11. ログサーバ                                           | 43 | 次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート(総務省資料茨城県追加版)記載のログ収集・分析項目の各要件の適用状況を評価する。                                                                              | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 44 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 45 | 今後5年間の増加予想量を考慮の上、過不足のない必要量を評価する。                                                                                                            | 必須 | 5 | 1 | 5  |
|                                                         | 46 | 参加団体に利用しているファイアウォールのログ転送について、参加団体からのログの送信方法や設定変更方法を記載することも                                                                                  | 必須 | 5 | 1 | 5  |
|                                                         | 47 | に、設定変更が困難なログの収集方法について併せて評価する。                                                                                                               |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.12. バックアップサーバ                                       | 48 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 49 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.13. 管理サーバ                                           | 50 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 51 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.14. 管理PC                                            | 52 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 53 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |
| 6.1.15. ポータルサイト                                         | 54 | ア)記載の基本要件・機能要件記載の各要件の適用状況を評価する。                                                                                                             | 必須 | 5 | 3 | 15 |
|                                                         | 55 | 「団体管理者に公開する情報は、団体個別の設定情報(ホワイト/ブラックリスト等)やファイアウォール、プロキシ、メールサーバのログなどを想定する」としているが、提供する機能・サービスにおいて提示が可能な当該情報の種類・分類(団体/個別)の提示の可否も含む)・提供する方法を評価する。 | 必須 | 5 | 4 | 20 |
|                                                         | 56 | その他当機能の提供において有意となる方式・機能・性能等があれば評価する。                                                                                                        |    | 5 | 1 | 5  |

|                                       |    |                                                                                                                                            |    |   |   |                          |
|---------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---|--------------------------|
| 6.2. 運用引継ぎに係る要件                       | 57 | システム移行に当たり運用管理者に対して行う運用引継ぎ教育の具体的な引継ぎ内容・範囲等について評価する。                                                                                        | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 6.3. 運用管理者に対する教育                      | 58 | 本県及び運用管理者に対して行う運用業務についての説明及び各機器の操作教育の具体的な内容・範囲等について評価する。                                                                                   | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 6.4. 保守サービスに係る要件                      | 59 | 保守に係る障害への対応体制について評価する。                                                                                                                     | 必須 | 5 | 2 | 10                       |
|                                       | 60 | 保守に係る技術支援体制について評価する。特に機能・サービスに対する性能・処理結果等における運用管理者からの照会事項に対し、円滑に問題解決を行うための応援・支援体制及びそれが適切に機能するための客観的な評価、改善方法等に係る具体的な方策等がなければ評価する。           | 必須 | 5 | 4 | 20                       |
|                                       | 61 | その他当該サービスの提供において有意となる方式・機能等があれば評価する。                                                                                                       |    | 5 | 2 | 10                       |
| 7.1. テスト計画                            | 62 | 設計内容が本番環境において有効であることを実証するための試験の方法及び発見された問題の対応・解消方法について評価する。                                                                                | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 8. セキュリティ要件                           | 63 | 導入する機器やソフトウェアにおいて、導入後の運用期間中も適切なパッチや脆弱性対策技術情報が適時に提供されるようするための体制について評価する。                                                                    | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 10.1. プロジェクト体制                        | 64 | 本構築業務の遂行を確実にする履行体制(支援体制を含む。)を確保していることを証する資料として、【関連様式：様式第11号実施体制図、様式第9号業務協力企業確認書】の提出内容を評価するとともに、記載のあった補足する事項があれば併せて評価する。                    | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 10.2. プロジェクト管理                        | 65 | 企業におけるプロジェクト管理を実施するに至る各種体制等を証する資料として、【関連様式：様式第8号企業概要書、様式第10号工程計画書】の提出内容を評価するとともに、記載のあった補足する事項があれば併せて評価する。                                  | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
|                                       | 66 | プロジェクト管理の実施に当たっての課題管理・工程管理・品質管理等に對する具体的な各種方策及びその実施方法・管理体制等について評価する。                                                                        | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| 12. サービスレベル保証                         | 67 | サービスレベルにおける可用性・保守運用・セキュリティの各項目に定める基準を充足させるため、サービス窓口を含む障害対応体制について評価する。                                                                      | 必須 | 5 | 3 | 15                       |
| <b>次期自治体情報セキュリティクラウド要件シートにおける該当項目</b> |    |                                                                                                                                            |    |   |   |                          |
|                                       | 68 | 本県スコア外と定義している詳細仕様等のうち、提供するサービス標準として費用の増加なく対応可能な付加機能がある場合は、対策(手段)の個別項目ごと(※No18～21に係る最大4項目)に、具体的な内容・範囲・性能等を評価する(詳細は当要件シートの補足事項項目の説明を参照すること。) |    | 5 | 4 | ※18～21の4項目×5点<br>20の評価項目 |
|                                       | 69 | 本県スコア外と定義している詳細仕様等のうち、提供するサービス標準として費用の増加なく対応可能な付加機能がある場合は、対策(手段)の個別項目ごと(※No22～29に係る最大8項目)に、具体的な内容・範囲・性能等を評価する(詳細は当要件シートの補足事項項目の説明を参照すること。) |    | 5 | 8 | ※22～29の8項目×5点<br>40の評価項目 |
| <b>その他</b>                            |    |                                                                                                                                            |    |   |   |                          |
| 独自の機能・サービス等に係る提案                      | 70 | その他本県のセキュリティクラウドの構築・運用・保守等において有意となる取組・機能・性能等の記載内容を評価する。                                                                                    |    | 5 | 5 | 25                       |
| <b>合計</b>                             |    |                                                                                                                                            |    |   |   | 1,000                    |

※必須項目となっているものについて、記述がない者は、失格とする。

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 案件番号

030511000012801

(2) 購入物品及び数量

高分解能 X 線顕微鏡 1 式

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(4) 納入期限

令和 4 年 2 月 15 日 (火)

(5) 納入場所

茨城県産業技術イノベーションセンター 基盤技術試験棟 1 階 測定室 3

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 渡辺

電話 029-301-4875

F A X 029-301-4888

3 入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

(5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

入札公告の日から令和3年8月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

### ア 質問受付期間

公告の日から令和3年8月18日(水)午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札(電子メール等で提出するものを含む。)により参加の場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

### ア 日時

令和3年8月24日(火)午後5時まで

### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリや電子メールにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参、ファクシミリ又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和3年8月27日(金)午前11時まで

なお、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル(TIFFファイル等)のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付書類は郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

## (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 9 月 6 日 (月) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札 (電子メール等で提出するものを含む) による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、予定価格 (消費税及び地方消費税を含まない金額) の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額 (整数) を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 9 月 9 日 (木) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

令和 3 年 9 月 10 日 (金) 午前 10 時

## イ 場所

茨城県会計事務局会計管理課入札室

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。



- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報や電話による入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (13) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期または紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約



の相手方が負担するものとする。

- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に、令和 3 年 8 月 5 日 (木) までに申請すること。

<申請書の入手、提出および問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

X-Ray Microscope

- (2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 4:00 p. m. , September 9, 2021

Time limit of tender (by mail): 4:00 p. m. , September 9, 2021

Time limit of tender (by system): 4:00 p. m. , September 9, 2021

- (3) Submission location and contact number

Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4875

~~~~~  
( 企 業 局 )

## ●入札公告 (電子入札)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年7月29日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

### 1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局 総務課 田中 電話 029-301-4926

施設課 佐藤 電話 029-301-4979

FAX 029-301-4929

企業局総務課経理担当メールアドレス

kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

### 2 入札対象工事

- (1) 工事名

(債務) 県南改築県単第03-30-003-6-002号 オゾン接触池機械設備工事

(電子入札対象案件)

- (2) 工事場所

土浦市大岩田地内

## (3) 工事概要

オゾン接触池機械設備工事	1 式
オゾン発生器	3 台
空気源装置	3 台
冷却水装置	3 台
排オゾン処理装置	1 式
過酸化水素注入設備	1 式
促進酸化 (AOP) 処理設備制御装置	1 式

## (4) 工期

令和 6 年 3 月 15 日

## (5) 建設工事の種類

機械器具設置工事

## (6) 総合評価方式の適用

本工事は、施工実績、県内下請負の選定計画や企業の新規雇用実績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅱ）事後審査方式）の工事である。

## 3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと。）。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された機械器具設置工事の経営事項評価点が1,000点以上の者であること。
- (4) 過去10年以内（平成23年4月1日から令和3年3月31日まで）に竣工した上水道施設、工業用水道施設における浄水処理機械設備工事又は排水処理機械設備工事（修繕工事を除く。）を元請けとして施工した実績のある者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 

なお、工場における製作期間と現場における設置期間とで、それぞれ別の技術者を専任で配置することを認める。また、工場における製作が、同一工場内で他の工事に係る製作と一元的な管理体制の下で行われる場合については、必ずしも本工事のみの専任を求めない。

  - (ア) 機械器具設置工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
  - (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
  - (ウ) 過去10年以内に竣工した上記(4)に示す工事について、元請けの主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者であること。
  - (エ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
  - (オ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
  - (カ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者

であること。

競争参加資格確認申請に当たっては、それを証する健康保険被保険者証その他の書類の写しを提出すること。

- (キ) 現在他工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時から配置でき、且つ本工事の着手日において専任で配置できること。
- (ク) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

（総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
- (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者（株式会社日水コン）と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- (10) 機械器具設置工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日における経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

#### 4 資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う対象工事である。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

なお、電子入札システムによりがたいものは、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に承諾願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) いばらき電子入札共同利用 入札情報サービス

- (ア) 期間 令和3年7月29日（木）から令和3年9月22日（水）まで
- (イ) URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (ウ) 交付方法 ダウンロードによる

##### (2) 公共事業情報センター

- (ア) 期間 令和3年7月29日（木）から令和3年9月22日（水）まで（休日を除く。）  
いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（12時から13時を除く。）
- (イ) 閲覧方法 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県庁舎行政棟1階
- (ウ) 交付方法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

#### 6 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（入札説明書様式第2号。以下

「資料」という。)の提出期間及び場所

(1) 提出期間

令和 3 年 8 月 16 日 (月) から令和 3 年 8 月 18 日 (水) まで

いずれも 9 時から 17 時まで (ただし、持参による場合には、12 時から 13 時を除く。)

(2) 場所 1 の担当部局

(3) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

7 入札手続き等

(1) 入札期間

受付開始 : 令和 3 年 9 月 17 日 (金) 9 時 00 分

締切り : 令和 3 年 9 月 22 日 (水) 17 時 00 分 (必着)

※休日は入札を受け付けない。

(2) 入札金額

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(3) 入札時の添付書類

入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書 (入札書の提出と併せて、電子入札システム (※) により提出すること。)

なお、工事費内訳書に法定福利費 (「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 (該当する金額を記入) 円) を必ず記載すること。

※Excel 形式を使用するものとし、TIFF ファイル (.tif) に変換して提出する。

(4) 低入札価格調査に係る各調査表の開札後の提出資料

(ア) 提出書類

(a) 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領」第 6 条第 1 項に掲げる①から⑩の各調査表の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。

(b) (a) の場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。

(c) (a) の提出方法については、原則郵送 (書留に限る。) により送付すること。

(d) 担当部局の了解を得た場合に限り、(c) によらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。

(イ) 留意事項

(ア) の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。

なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない等、不誠実な行為については、失格とした上、指名停止等の措置を行う。

(5) 開札の日時 (予定)

令和 3 年 9 月 24 日 (金) 午前 10 時 00 分から

(6) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁入札室 2 (茨城県庁行政棟 1 階)

## (7) 入札方法

電子入札システムにより、又は書面を直接持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとし、テレックス、電報、ファクシミリ等による入札は認めない（持参及び郵送並びに電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）。

## (8) 予定価格

金2,484,834,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## (9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## (10) 入札保証金

免除

## (11) 契約保証金

納付。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## (12) 調査基準価格

設定する。「茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領」により、よく確認しておくこと。

<https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp/page/page000053.html>

## (13) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (14) 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。

## (15) 落札者の決定方法

(ア) 次の要件に該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(a) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。

(b) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(c) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

ただし、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、上記によらず、その者を落札者とししない。

なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

① 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）。

② 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

③ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

④ 一般管理費（契約保証費を含む。）は、設計金額の30%以上であること。

(イ) 総合評価方式を適用する場合で事後審査方式の場合、評価については、提出された自己採点表と開札結果をもとに、入札参加者全員の自己評点及び仮の評価値を算出して落札候補者を決定し、開札後に落札候補者のみ自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。電子入札システムにおける評価完了通知書は、仮の評価が完了したことを通知したものであり、技術資料の内容を確認したものではない。

(6) 契約書の要否

要

8 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 3(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記 6 により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする（(1)の提出期限日までの消印有効）。

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334

F A X 029-301-4339

9 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1 に同じ。

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

無

(5) 資料作成説明会を行わない。

(6) 資料のヒアリングを行わない。

(7) 現場説明会を行わない。

(8) 2(5)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC 工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県企業局建設工事執行規程様式第 2 号）の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県企業局又は土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去 2 年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

## 11 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:

Masaru Sawata, Public Enterprises Bureau Director, Director General of Public Enterprises of Ibaraki Prefecture

(2) Classification of the services to be procured :

51

(3) Subject matter of the contract:

Mechanical equipment work of the ozonation plant

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

17:00 18 August 2021

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system :

17:00 22 September 2021 (tenders brought with 10:00 24 September 2021 or submitted by mail : 17:00 22 September 2021)

(6) Contact point for tender documentation :

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Public Enterprise Bureau, 978-6, Kasahara-cho, Mito Ibaraki, 310-8555 tel 029-301-4926

## ●入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年7月29日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物件の名称及び数量



ガスクロマトグラフ質量分析装置 (かび臭連続測定装置)

分析装置 2 組

監視装置 2 組

(2) 借入物件の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和 4 年 3 月 10 日から令和 9 年 3 月 9 日までとする。ただし、翌年度以降の収入支出予算においてこの契約にかかる金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できるものとする。

(4) 納入場所

分析装置：茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場小山取水場

茨城県坂東市小山2315

分析装置：茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場板戸井取水場

茨城県守谷市板戸井1789-1

監視装置：茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場

茨城県取手市小文間80

監視装置：茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場

茨城県常総市大塚戸町1956

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局 施設課

電話 029-301-4974

F A X 029-301-4989

茨城県企業局施設課 担当メールアドレス komu@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿の「大分類19リース・レンタル小分類2各種機器」に登録されていること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたいものは、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所



## (1) 交付期間

入札公告の日から令和 3 年 8 月 19 日 (木) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日  
を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

## (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 21 階

茨城県企業局 施設課 (電話) 029-301-4974

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、5(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局施設課メールアドレス komu@pref.ibaraki.lg.jp

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、以下の期間に必要なに応じて設置場所  
等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システ  
ムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 8 月 26 日 (木) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質  
問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次の通りとする。

## ア 日時

令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午後 5 時まで

## イ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシ  
ミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持  
参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) 及び確認申請書に記載の証明書を提  
出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (1) 提出期限

令和 3 年 9 月 8 日 (水) 午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1 メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提  
出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 9 月 14 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、入札参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書に記載する金額は、別添ガスクロマトグラフ質量分析装置(かび臭連続測定装置)賃貸借仕様書に示す物件を 60 ヶ月賃貸借したときの 1 ヶ月分の使用料とする。また、支払方法は口座振り込みによるものとする。

茨城県企業局電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」を朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札者の決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(整数)を記載すること。また、入札書に記載する金額は、月額とすること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 9 月 28 日 (火) 午後 5 時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和 3 年 9 月 29 日 (水) 午後 1 時 30 分

イ 場所 茨城県庁舎行政棟 1 階 入札室 3

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程(平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。)第 94 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第 89 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他、この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 会計規程第 97 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約

の相手方が負担するものとする。

- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Gas chromatography mass spectrometer:2 systems

Monitor:2 systems

- (2) Lease period:

From March 10, 2022 through March 9, 2027

- (3) Time limit for tender:

5:00 p.m., September 28

Administrative Section, Facilities Management Division,

Ibaraki Prefectural Public Enterprises Bureau,

978-6 Kasahara-cho, Mito-City, Ibaraki-Prefecture, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4974

URL:<http://soumu.pref.ibaraki.jp/>

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

#### ●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年7月29日

茨城県警察本部長 河 合 信 之

#### 1 担当所属

- (1) 〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部会計課予算係

電話 029-301-0110 内線2233

ファクシミリ 029-301-0917

所属メールアドレス: keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部交通部交通指導課

電話 029-301-0110 内線5136

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達する特定役務

放置駐車違反管理システム更改業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### (3) 履行場所

茨城県警察本部交通部交通指導課

## 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格を有する者であって、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、1(1)の担当所属の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。  
紙入札の承諾に関しては、1(1)の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の交付期間及び場所

### (1) 期間

入札公告の日から令和 3 年 8 月 27 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

### (2) 場所

1 の担当所属に同じ。

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

### ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 8 月 10 日 (火) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

### イ 質問受付先

1 の担当所属に同じ。

### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

### ア 日時

令和 3 年 8 月 20 日 (金) 午後 5 時まで

### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に 3(4)、(5)、(6)及び(7)に係る誓約書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和 3 年 8 月 27 日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

画像ファイル (tif又はjpeg等) で作成後、電子調達システムにより提出すること。ただし、資料の容量が 2 メガバイトを超える場合には、上記期日の間に郵送 (簡易書留郵便とすること。) により提出すること。

この場合においては、①郵送する旨の表示、②郵送する書類の目録、③郵送する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル (様式任意) を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送 (簡易書留郵便とすること。) 又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

前記 1 の担当所属に同じ。



## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和3年9月3日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札執行の日時及び場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、前記1の(1)の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税等額抜き)を入札書に記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月9日(木)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵送の場合は、上記日時までに1の(1)の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和3年9月10日(金)午後1時00分

イ 場所

茨城県警察本部警務部会計課

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)

- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名を欠くとき。
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (9) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。  
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1(1)の担当所属へ郵送又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 本公告各項の詳細

入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙により入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ又は電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。



- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 17 Summary

- (1) Service required:

Management service for illegal parking regulation system replacement

- (2) Tender submission deadlines:

13:00pm 10 September 2021 in case of hand

17:00pm 9 September 2021 in case of mail

- (3) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6, kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8550

Phone:029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)